

幼児教育・保育の 無償化が始まります。

無償化となるのは・・・

満3歳から5歳児クラスまでの子どもの保育料が、**月額25,700円まで無料**となります。

(幼児教育・保育無償化に伴い、就園奨励費補助金は9月に終了します。)

- 実費徴収されている費用（通園送迎費、施設管理費、給食費、行事費等）は、無償化の対象外となり、保護者負担となります。
- 年収360万円未満相当世帯の子どもと第3子以降(※)の子どもを対象に、副食代（おかず等）の補足給付制度が新設されます。
※小3までの子どもから順に第1子、第2子と数えて第3子以降の子どもが対象。
- 入園初年度に限り、月額の保育料に加え、入園料を月額に換算した額を合わせ、月額25,700円まで無料となります。

条件を満たせば預かり保育料も無償化の対象

保育の必要性のある3歳児（満3歳児は市民税非課税世帯が対象）から5歳児クラスまでの子どもの預かり保育利用料が月額11,300円（満3歳児は月額16,300円）まで無償となります。利用日数に応じて上限額は変動します（1日あたりの上限額450円）

- 保育の必要性：両親に月64時間以上の就労や、疾病、介護などの理由があること。
- 預かり保育料は一旦園に利用料を支払い、申請後利用料を受け取る償還払いです。
- 保育の必要性以外の目的で預かり保育を利用した場合は、無償化の対象外となります。



書類提出のお願い

【全ての保護者様】

施設等利用給付認定が必要となります。チラシと一緒に配布された水色の「**施設等利用給付費申請書**」に記入・押印して、幼稚園に提出してください。

【預かり保育の無償化を希望する保護者様】

上記の「**施設等利用給付費申請書**」のほか、「**就労報告書兼証明書**」を添付して、幼稚園に提出してください。

お問合せ：足利市こども課（0284-20-2138）